

育介法第61条（公務員に関する特例）の改正について

H21.4月

育児・介護休業法の改正を通常国会に提出予定：国の現業及び地方公務員にも「最低基準」として同時に改正

1. 民間労働者に関する主な改正内容

- ① 子の看護休暇の拡充(改正) 小学校入学前の子供がいる労働者：子供1人につき年5日(上限10日)[現行：年5日限り]
- ② 短期の介護休暇(新設) 対象家族1人につき年5日(上限10日)
- ③ 所定外労働の免除の義務化(新設) 3歳未満の子を養育する労働者の請求により、残業を免除
- ④ 育児休業取得の促進策(改正)
 - A 両親ともに育児休業をする場合、子供が1歳2か月に達するまで育児休業の取得が可能(現行：1歳まで)
 - B 出産後8週以内に育休を取得した父親は育休の再取得が可能
 - C 配偶者が専業主婦(夫)である場合の育休取得除外規定を廃止
- ⑤ 短時間勤務制度の義務化(改正) 3歳未満の子を養育する労働者の請求により、短時間勤務を措置

2. 公務員に関する特例の改正(育介法第61条)

- ① 子の看護休暇の拡充
- ② 短期の介護休暇
- ③ 所定外労働の免除の義務化

について、国の現業及び地方公務員の「最低基準」として措置。

※非常勤職員についても、同様の考え方により措置

(注1) ④育児休業取得の促進策 ⇒ Aは措置済み。B、Cについては 国家育休法等の対応に併せて措置

(注2) ⑤短時間勤務制度 ⇒ 公務員については措置済み